

～研究所プロジェクト報告～

現代日本の労働と貧困 ——その現状・原因・対抗策

この報告書のタイトル「現代日本の労働と貧困」における「現代日本」とは主として 1990 年代中葉以降の時期を指している。また、この報告書の全体では、とくに小泉内閣から安倍内閣に至る政府・財界主導のグローバル段階における構造改革政策＝新自由主義政策、そこでの貧困と格差の広がり、反労働者政策を意識して展開している。本文はかなり膨大であるが、それは「労働と貧困」という問題領域が包括的であること、また、個別の章の多くが今回は初めて労働総研の各部会の協力によって作業・作成されたことからである。労働総研は「ディーセントワーク」（働きがいのある人間らしい労働）の実現を目指している。この「貧困大国」の現状を多方面から分析し、そこからどう脱却するかの対抗策を展望するのが、今回の研究所プロジェクトの主要な狙いである。

序章 問題意識と分析視点

小越 洋之助

1 「貧困大国」化を進める新自由主義改革

〈1〉「貧困大国」化への道程

——「貧困」「格差」が登場する背景

弱肉強食の新自由主義政策の展開の中で「貧困」と「格差」が大きな社会問題になってきた。ただし、その前提条件はすでに 1970 年代から発生してきた。そこで、まず貧困や格差が登場する背景について概略的にふれたい。

1970 年代後半において、大企業を中心に男性の「超長時間労働」の急増による「過労死」の多発がはじまった。同時に、民間大企業の労働組合の「労使協調」「労使一体化」を背景に、日本の大企業において「企業の経営機構における強固な職場支配」が行われ「労働に対する資本の専制の完成」と表現される状況が出現した。また、国鉄の分割・民

営化など公共部門での戦闘的労働組合運動への攻撃が加えられ、1980 年代は労働組合の企業主義的・協調主義的潮流の進行、ストライキ件数の激減という運動の側の後退状況が現出した。

他方で、この時期はバブル経済の発生とその破綻という日本経済の特異な状況の中で、「女性差別撤廃条約」締結、「男女雇用機会均等法」の成立（1985 年）という画期でもあった。ただし、雇用における男女差別は依然として厳存し、1985 年「労働者派遣法」の成立、1987 年労働基準法の改定（労働時間を週 40 時間、1 日 8 時間と逆転、「裁量労働制」の導入など）の労働法制の規制緩和の端緒が始まった。

1990 年代は金融制度改革、持株会社公認など「金融ビッグバン」と称する大変動があり、これが労働分野にも影響している。また、1993 年に

は「パイオニアショック」と言われる正規労働者の解雇が始まった。それを契機に、民間大企業において正社員の「リストラ」＝解雇が広がる。とくに 2000 年代以降、電機・情報通信産業では多くの主要大企業が産業再編を理由とした「リストラ」を行った。その内容は事業失敗など企業の経営責任のツケを労働者に転嫁させる解雇の横行である。〔経営者の過剰投資（シャープなど）、「粉飾決算」のつけを労働者に押し付ける解雇（東芝 1 万人リストラ）、日本 I B M の無法な「ロックアウト解雇」など〕このような経営者の責任にすべき人員削減によって、働く労働者の「雇用破壊」を行い、正社員すらも貧困に陥れる動きも進んだ。むしろこの状況に対して労働者・労働組合は無為ではない。大企業・多国籍企業の横暴に抗して、雇用と地域経済を守り、企業の社会的責任を果たすためにたたかいたの輪を広げてきた。

1) 2000年代における構造改革政策とその矛盾の顕在化

2001 年成立の小泉政権は新自由主義者竹中平蔵氏やオリックス会長宮内義彦氏を重用し、郵政民営化を強行した。宮内氏は従業員重視の否定、株主資本主義の重視論者で、労働法制における労働者保護の弱体化を図る「立役者」であり、総合規制改革会議の場を取り仕切った。2002 年製造業における労働者派遣事業の解禁を内閣に答申したのも宮内氏である。しかし、一連の構造改革＝規制緩和政策は 2000 年代には矛盾を深めた。その象徴は 2008 年 9 月の「リーマンショック」による多量の派遣切りとその社会問題化、運動の側からの「派遣村」の開設など「働きすぎと貧困」や「過労死とワーキング・プアが併存」する社会への告発である¹。労使の対抗関係が広く社会的な形で顕在化したのである。小泉内閣の新自由主義政策の問題点が大きく浮かび上がり、労働者・国民は政権交代を希求した。誕生した民主党政権は当初は期待されたものの、その後の自民党と類似の政策変更、その実行で国民は失望した。

その後登場した自民・公明連立の第二次安倍内閣は、「経済財政諮問会議」のほか、「日本経済再生本部」・「産業競争力会議」、「規制改革会議」、「国家戦略特区諮問会議」など、さまざまに分立した「司令塔」を構築し、その会議体の中で、労働者代表

を排除して、財界メンバーや新自由主義者たちが「民間議員」と称して積極的に介入し、大企業、グローバル企業、富裕層だけに都合のよい政策を露骨に打ち出してきた。

2) 「アベノミクス」の破綻とその「再版」のねらい

「アベノミクス」と称する当初の「3本の矢」なるものは、日銀の「異次元の金融緩和」、財政難のなかでの公共事業の大盤振る舞い、労働の規制緩和、消費税増税、大企業の法人税減税により大企業・多国籍企業のみが潤う反労働者的「成長戦略」である。「成長戦略」には、労働者・国民の雇用や賃金を増やす新産業の創出などは見当たらず、武器輸出の解禁、軍事大国化を進める軍事産業・兵器産業生産、軍事情報を捕捉する宇宙開発を公然と推し進める。あるいは、「人口知能」・ロボットを活用した機器の投入などの「省力化投資」の開発により、雇用削減効果さえも生む。肝心の雇用では「無限定正社員」「限定正社員」とした「正社員改革」、労働者派遣法の一層の規制緩和など労働者保護を解体した「規制改革」により、賃金の削減を前提として搾取を強化し、医療や保育、介護部門には公的保障を外し営利化した「サービス産業」などと位置づけする。さらに「国家戦略特区」「地方創生」などにより、医療における混合診療解禁、株式会社による農業経営、運輸における「白タク」の容認、保育需要増大に対しての「入所不可」の状況、保育資格の軽減や保育の民営化による安上がりの対応、などなど、新規に企業の参入を容認させ、「特区」における解雇の自由化などの規制緩和を進め、それを「特区」以外に波及させようとする意図によって資本蓄積の新天地＝「フロンティア」づくりに狂奔している²。

このような反労働者・反国民の政策は現在ではいずれも隘路に陥っている。

安倍首相が 2015 年 9 月 14 日発表した「経済政策アベノミクス」なるものの新たな 3本の矢「希望を生み出す強い経済」（GDP 600 兆円）「夢紡ぐ子育て支援」（出生率 1.8）「安心つながる社会保障」（介護離職ゼロ）という「一億総活躍社会」なる主張は、当初の「3本の矢」の失敗を糊塗させる政策の側の対応であろう。GDP の増大、生産性の向上はいうが、労働者・国民に富を分配する姿勢はない。大企業が潤えば、労働者・国民にそ

の一部に滴り落ちる（「トリクルダウン論」）は完全破綻した。

この「経済の好循環」が達成できず、消費需要の低迷、低下という悪循環のなかで、安倍首相は、労働者派遣法の更なる改悪を行いながら、他面では「ワークアンドバランス」、「最低賃金毎年3%引き上げ」、「同一労働同一賃金」などを矢つぎばやに主張している。「一億総活躍」の提起の背後には、「一億総中流」の国民の意識の経済的、社会的基盤が大きく後退したこと、その理由には次に述べる「労働における貧困化の可視化」が背後にある。それゆえに、あえて労働者・国民受けをする課題を意識的に出し、「上からの改良」・「期待」をまき散らし、内閣支持率を維持させようとしている姿ではなかろうか³。

〈2〉労働における貧困の可視化

1) 財界優位の政策と労働の貧困化

1990年代以降、大企業・多国籍企業は労働者のリストラ、賃金抑制、搾取強化や下請け企業からの収奪によって大々的に収益を増やした。

直近では、安倍内閣は「稼ぐ力の強化」として、「規制改革」や分配の不公平そのものである法人税減税、消費税8%への増税という大企業・多国籍企業の儲けだけを追求した。この内閣による消費税増税はすでに景気を冷やし、生鮮食料品の価格上昇などによる実質賃金の継続的低下など、労働と生活への大きな打撃を与えている。家計の収入減、節約の広がり、貯蓄のない世帯の増加など、家計消費需要は低迷している。まさしく、この内閣が行う新自由主義改革＝露骨な貧困と格差の拡大政策が労働者・国民を痛めつけた姿がそこにある。10%増税を2019年10月まで2年半延期したのは以上の矛盾の現れである。

ここで特に留意されるべきは、日本において強固に存在するジェンダー差別により、貧困層の大半を女性労働者で占めていることである。その劣悪な実態が労働者全体の「雇用条件」⁴を引き下げる重石の役割を果たし、それが若者、高齢者など他の労働者階層に広がって今日の貧困を生み出している。それゆえ、全労働者の貧困の縮図である女性労働者の貧困の解消が特に肝要である。

「民」がますます細り、貧困化するなかで、社会

的強者・「富者」である大企業・多国籍企業は、膨大な内部留保をため込んでいる。1998年以降、「企業配分率」（企業配分率＝営業純益÷付加価値）はかつてなく増加した。財界・大企業は労働現場からの「付加価値の増加」分を労働者から取り上げ、なおかつ人件費削減分をかすめとるという新たな経営方式、その変貌形態である「金融を最大限活用した経営」で多大な利益を得てきた⁵。「日本経団連」はかつて礼賛し、吹聴した「日本的経営（「長期視野に立った経営」「人間尊重経営」）などを放棄し、「株主資本主義」、「短期的視野に立つ経営」、「非人間的経営」に転換してきた。その経営戦略に沿った人件費の削減や正規労働者のリストラを「黒字経営」でも実施、グローバル経営として、国内の正規労働者を極端に縮減し、中小企業からの収奪、非正規雇用の拡大において内需拡大を軽視し、労働者の一層の搾取強化を図り、労働基準を無視して使い捨てる。

現代の日本における「労働の貧困」はこの日本の財界・多国籍企業の政策・行動と密接に連動したいわば裏面の現象である。

大企業の内部留保は2014年に約300兆円に達し、同時に投資有価証券は233.4兆円に達している（2016年版「国民春闘白書」）。みられるように、大企業・多国籍企業は膨大な内部留保を賃金引上げや設備投資に回さず、海外のM&Aや株式投資など「財テク」に走り、税負担を回避して経常利益を膨張させる「経営」に変貌している。

安倍内閣は、生産性向上を合言葉に、正規労働者の雇用の流動化をはかり賃金を切り下げる手法（「生産性に見合った賃金体系」）や非正規雇用「新ジョブカード」を普及させようとしている。後者（「新ジョブカード」）とは、生産性の向上に意欲的に努力し、取り組んでいることを証明させる国が定めたキャリアプランシート、職務経歴シート、職業能力証明シートを用意し、そこに企業評価を入れるもので、それにより「意欲と能力に応じた処遇改善」を図るというものである⁶。すべての求職者・労働者に職業能力証明を図り、企業実習、OJT、実務経験、学卒者訓練、転職による労働者採用に活用するというが、恣意的企業評価による転職などの採用差別などが起こる可能性、危惧は大きい。

2) 所得格差の拡大と「貧困大国」への変貌

2000年代初頭ごろには論壇では「格差社会」論が一世を風靡した感があった。「パラサイトシングル」（親に寄生して豊かな消費を謳歌する若者）という用語の登場、それをめぐって論争の発生、若者の「フリーター」という表現の定着、その類型化、「ニート」という言葉の普及などもあった。要するに、若者を主たる対象として、社会の階層構造、その所得格差構造に注目が集まった。「格差」の最低辺は「貧困」であるから、むしろこの段階でも「貧困」が無視されていたわけではない。しかし、新自由主義政策が展開されるにつれ、「格差」以上に「貧困」そのものが社会問題として前面に登場する時代に変貌していく。つまり、少数の経営者、富裕層がますます富を独占する一方で、他方では低賃金労働者、貧困層、子どもなどの貧困が急増し、しかも固定化してきているのである。

今日、若者、中年層の問題だけでも、学生の就職難、非正規雇用の激増、「中年フリーター 273万人」「絶望の非正規」といわれる将来展望の全く見えないフリーターの中高年化⁷、派遣労働者の人権が無視される働かせ方、長時間労働、残業代不払い、過重な責任による拘束による「名ばかり正社員」「正社員のブラック化」などのように、男女を問わず「雇用の劣化」と長時間・過密労働、低賃金での「働かせ方」が蔓延している。

「貧困」は他の諸階層にも広がっている。低年金・無年金で働かざるえない高齢者、年金では生活できず、生活保護に依存する独居高齢者、「少子化対策」「女性の活躍」「ワークアンドバランス」など

美辞麗句を並べながら、待機児童すらも一向に解消できない政府の政策の被害者である女性労働者など、日本はすでに明確な「貧困大国」であり、これらの各層の問題が財界や政府の政策の犠牲者であることが可視化してきたことである。同時に生活に最低限必要な食料の節約、その絶対的不足の人々、いわば「絶対的貧困」の潜在化を指摘する情報もある⁸。

なお、この点に関連して付記すれば、安倍政権が現在進めているTPP（環太平洋経済連携協定）はアメリカ主導で日本の経済主権をなく奪し、日本の労働者・国民をさらに貧困化させるものであり、批准阻止は決定的な運動課題である。それは農業、医療だけではなく、労働者・労働組合の雇用条件向上、その権利擁護にとってもマイナスの影響をもたらすことに留意したい⁹。

ところで、貧困に陥った層の多くはこれまではみずからの声を発することさえできなかった。しかし、保育園に入所を拒否され、みずからの職業人生を台無しにされる状況に怒った一女性によるネットでの匿名ブログ記事が発端で、全国からあつという間に2万7682人の大量署名が集約され、政府当局にその待遇改善の要求が突きつけられ、国会でも問題にされ、大きく取り上げられたこと、日本の歴史上初めての「最賃裁判」に非正規雇用・ワーキング・プアの当事者133人がみずから前面に出て声を上げたこと、若者が生活できない「貧困最賃」に抗議し、大幅な引き上げを求めて渋谷など繁華街での街頭宣伝やデモを行い、共鳴する人々が増大しているなど、矛盾は爆発し、反撃は広がりつつある。

2 貧困層の蓄積の数量的指標について

貧困化は労働者の貧困化だけでなく、学生、高齢者、障害者、一般市民・住民を包含するものである。例えば「学生」の通学する教育機関の学費の高騰、奨学金の不備、またそのサラ金的ローン化、借金づけ、「ブラックバイト」、就職難など問題には枚挙にいとまがない。また出産、育児など保育環境の不備、介護施設の運営など社会的・公共的施設、サービスの問題性、そこで働く福祉労働者の過重労働と低賃金、近年のさまざまな犯罪の多発も貧困化の現象である。貧困化は量的に表示で

きない質的な側面もある。

ここでは、そのようなことを十分承知しつつ、労働者の貧困化に係るものと思われる複数の量的指標を挙げる。現在の日本の「貧困大国」の姿を垣間見ることができよう。

1) 相対的貧困率の国際比較における日本の位置

OECD（経済協力開発機構）は相対的貧困率¹⁰の国際比較を行っている。図表1はその最近のデータ（2010年）を掲げた。

図表 1 相対的貧困率の国際比較 (2010 年)

順位	国 名	割合(%)
1	チェコ	58
2	デンマーク	60
3	アイスランド	64
4	ハンガリー	68
5	ルクセンブルク	72
6	フィンランド	73
7	ノルウェー	75
8	オランダ	75
9	スロバキア	78
10	フランス	79
11	オーストリア	81
12	ドイツ	88
13	アイルランド	90
14	スウェーデン	91
15	スロベニア	92
16	スイス	95
17	ベルギー	97
18	英国	99
19	ニュージーランド	102
20	ポーランド	110
21	ポルトガル	114
22	エストニア	117
23	カナダ	119
24	イタリア	130
25	ギリシャ	142
26	オーストラリア	145
27	韓国	149
28	スペイン	154
29	日本	16.0
30	アメリカ	17.4
31	チリ	18.0
32	トルコ	19.3
33	メキシコ	20.4
34	イスラエル	30.9
OECD平均		11.2

OECD (2014) Familydatabase"Child poverty"

(注) ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は 2009 年、チリの数値は 2011 年。

資料：内閣府「平成 26 年子ども・若者白書」(全体版)

貧困率がもっとも低い国はチェコ (5.8%) で、次いでデンマークで 6 % であった。以下アイスランド、ハンガリー、ルクセンブルクと続く。いわゆる先進国では北欧諸国やオランダ、フランス、ベルギー、ドイツの貧困率は総じて低い。日本の貧困率は 2000 年代半ばごろから一貫して上昇し、表のように 16.0% (2009 年)、下位から 6 番目、OECD 平均 (11.3%) をも上回る「貧困大国」になっている。

2) 厚生労働省の相対的貧困率

厚生労働省は「相対的貧困率」を発表している。図表 2 はその 3 年度ごとの推移を示している。1985 年 (昭和 60 年) は貧困率 12.0% であった。1991 年 (平成 3 年) には 13.5% に上昇し、1997 年 (平成 9 年) での相

対的貧困率は 14.6% であった。それが 2012 年 (平成 24 年) には 16.1% に上昇した。「相対的貧困率」は国民全体の所得における一定所得未満者の割合であるから、低所得者が増えることとともに、中央値自体が下がることでも増える。(1997 年の中央値 259 万円から 2014 年は 221 万円への低下)。

1997 年は日本の労働者の賃金がピークであった年であり、その後賃金は下降し、1997 年水準を回復できていない。(1997 年の「現金給与総額」は 37 万 1670 円、[1 ~ 5 人以上の事業所、一般・パート]、2014 年のそれは 31 万 3757 円、下落率は金額にして 15.6%、5 万 7913 円も下回る)¹⁾。労働者の賃金低下とともに税・社会保険料の増加も可処分所得の減少に影響する。現役労働者の貧困化が大きく作用しているといえよう。

この貧困率上昇は新自由主義・構造改革政策が展開してきた時期と符合する。

3) 子どもの貧困率

「子どもの貧困率」とは、子ども全体のうち、貧困の世帯に属する子どもの割合であり、具体的には「国民生活基礎調査」では 18 歳未満の子どもがいる世帯の可処分所得が貧困ラインに満たない子どもの割合として定義される。表 2 のように「子どもの貧困率」は 1985 年の 10.9% から 2012 年には 16.3% に上昇している。これは約 6 人に 1 人の子どもが貧困である、という数字である。子どもの貧困率の高まりは、貧困が親世代だけでなく、次世代にわたる、いわゆる「貧困の代代的連鎖」の指標でもある。

この点について参議院で日本共産党小池晃氏が安倍首相に日本が「世界有数の貧困大国である」

図表 2 相対的貧困率の年次別推移

注：1) 平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。
3) 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。
4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
5) 名目値とはその年の等価可処分所得をいい、実質値とはそれを昭和 60 年 (1985 年) を基準とした消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合指数 (平成 22 年基準)) で調整したものである。

資料：厚生労働省「平成 25 年国民生活基礎調査」概要

	昭和 60 年	68	平成 3 年	6	9	12	15	18	21	24
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	10.8	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.3	14.8	15.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
名目値	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値(a)	216	227	270	269	297	274	260	254	250	244
貧困線(a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122
実質値(昭和60年基準)										
中央値(b)	216	226	246	265	269	240	232	228	224	221
貧困線(b/2)	108	113	123	127	130	120	116	114	112	111

と質問すると、安倍首相は最初にGDP指標により「日本は世界でかなり裕福な水準になっている」と答弁した。小池氏がさらに「(平均より高い) 貧困率になっている」と重ねて質すと、「傾向として(貧困が) 進んでいるという状況はしっかり把握している」と認めた(「しんぶん赤旗」2016年1月19日)。

このやり取りから判断されることは、安倍首相の認識は「成長」に眼目があり、日本での貧困の進行とその深刻化、「分配の不公正」には、ポーズとしてはその姿勢を見せるものの、正面から立ち向かう姿勢はない、と推定される。

4) 一人親世帯の貧困率

図表3は一人親世帯の貧困率の国際比較である。この表で一目瞭然なのは、日本での貧困率は50.8%、OECD加盟諸国で33位、つまり最下位で、他国と対比して群を抜いて悪いことである。総じて北欧諸国の一人親世帯の貧困率は低く、英国、フランスも相対的に低い。一人親世帯というが、通常は母子世帯が圧倒的で84.7%(厚労省2011年データ)と、現代の日本の労働における貧困の極端で最悪の事例はシングルマザーの貧困であると断言できる。

その原因は男性(夫)の死亡や離婚(原因はDV、失業、不倫、性格不一致、ギャンブル等かなりが男性側の要因)により、離別して子育てを一手に引き受けながら、収入を得るために働くものの、仕事は

図表3 一人親世帯の貧困の国際比較(2010年)

順位	国名	割合(%)
1	デンマーク	9.2
2	フィンランド	11.4
3	ノルウェー	14.7
4	スロバキア	15.9
5	英国	16.9
6	スウェーデン	18.6
7	アイルランド	19.5
8	フランス	25.3
9	ポーランド	25.3
10	オーストリア	25.7
11	アイスランド	27.1
12	ギリシャ	27.3
13	ニュージーランド	28.8
14	ポルトガル	30.9
15	メキシコ	31.3
16	オランダ	31.3
17	スイス	31.6
18	エストニア	31.9
19	ハンガリー	32.7
20	チェコ	33.2
21	スロベニア	33.4
22	ドイツ	34.0
23	ベルギー	34.3
24	イタリア	35.2
25	トルコ	38.2
26	スペイン	38.8
27	カナダ	39.8
28	ルタセンブルグ	44.2
29	オーストラリア	44.9
30	アメリカ	45.0
31	イスラエル	47.7
32	チリ	49.0
33	日本	50.8
—	韓国	—
—	OECD平均	31.0

(資料) 図表1に同じ。

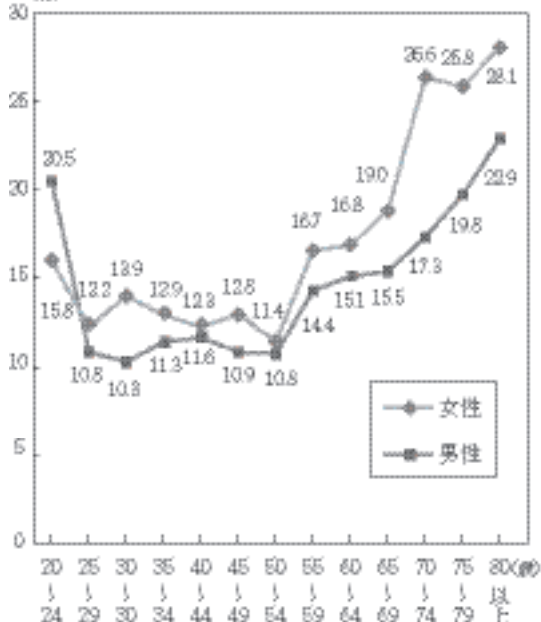
低い時給水準のパートタイム職が主体で、正規雇用の道が閉ざされ、収入不足をダブルワーク、トリプルワークに依存し、過労で健康を害す、その子どもも食生活の不備などで貧困に陥る、サポートすべき日本の社会保障・公共サービスの貧困(児童手当、児童扶養手当、住宅、教育制度など)があり、その背後には自立・自助をひたすら強調する新自由主義のイデオロギーの影響もある。

5) 相対的貧困率の男女別、年齢階級別特徴

さて、次に相対的貧困率を男女別、年齢別に区分した場合、その特徴を見てみよう。

図表4は内閣府作成のデータである。資料はやや古いが現時点で取得しうるデータである。

図表4 男女別年齢別相対的貧困率(2007年)



(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年)を基に、内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計より作成。

(資料) 内閣府『男女共同参画白書』(概要版)平成22年版、第5章による

男女別に見ると、総じて女性の貧困率の方が各年齢において高い。男性の貧困は若年でかなり高いが、25～54歳ではほぼ一定で、55歳以降になると上昇し、高齢期での貧困率は高い。これに対して女性の貧困率は20～24歳では男性との比較では唯一の例外で低いが、25～54歳では、いずれも男性より高く55歳以降さらに高まり70歳以上の高齢期では26.6%から28.1%と著しく高くなっている。

女性比率が高いことの含意は、雇用における女性の非正規化の高さ、女性の正規雇用での対男性との「非均等待遇」などである。ジェンダー差別を反映した貧困化は日本社会ではとくに顕著である、と見ることができる。

6) 年収200万円以下層の変化と男女別比率

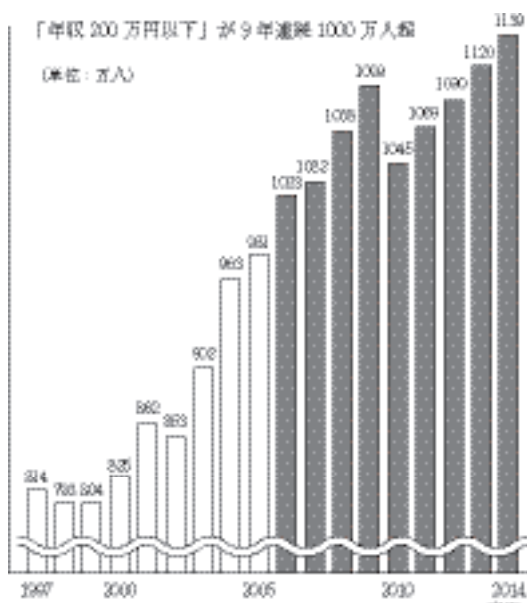
国税庁調査（「民間給与実態統計調査」：年収200万円以下）は働く貧困層（「ワーキング・プア」）の指標としてよく使われるが、2006年度から2014年度の間9年連続で1000万人を超えた（2014年度は1139万人、前年対比約20万人の増加）。

国税庁「給与階級別給与所得者数・構成比」（平成26年：2014年）によって、男女別の内訳をみると、男性301.3万人、女性837.8万人となっている。女性の200万円以下の労働者の比率は実に73.6%になる。つまり、民間企業で働く貧困者の7割強が女性労働者なのである。

加えれば、100万円以下は男性91.5万人に対して、女性は326.2万人である。100万円以下の総数417.8万人中、78%が女性である。

このように、低賃金層の「重石」は女性であり、多くの女性労働者の低賃金がワーキング・プアのベースになっていることが確認できる。

図表5 国税庁調査による年収200万円以下層の変化



（資料）全労連・労働総研編『2016年国民春闘白書』学習の友社、68頁

7) 貯蓄率の動向

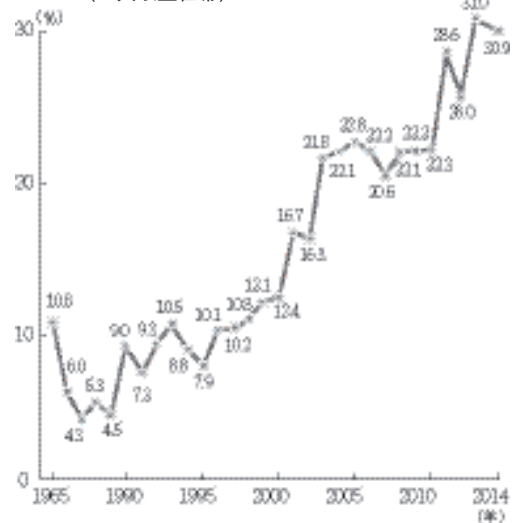
図表6は二人以上世帯の家計において金融資産（貯蓄）を保有していない世帯についての推移を示している。とくに消費税増税、実質賃金の低下、社会保障の改悪などによる悪環境の中で、家計は表示のように、2人以上世帯のうち、貯蓄のない世帯の比率は30%程度である。つまり10人に3人は貯蓄がない。労働者家計において、「節約」が横行している中での現状である。倒産や解雇、賃金減額などリストラの横行において、病気や障害、急な出費、高齢期の不慮の事態などなどに対応できない労働者が趨勢として増加している。このことも貧困化を促進している。

同時に、この金融広報中央委員会による「単身世帯調査」2014年によれば、「金融資産を保有していない」層が、2007年の29.9%から2014年には38.9%と、実に4割に増加している。とくに若者、中高年層など家族を形成できない世帯が増加しているとき、不慮の事故・事態の発生に対する備えがないことは、その生活や健康に大きな打撃を与えることになることは明白である。

8) 失業時の給付の実態

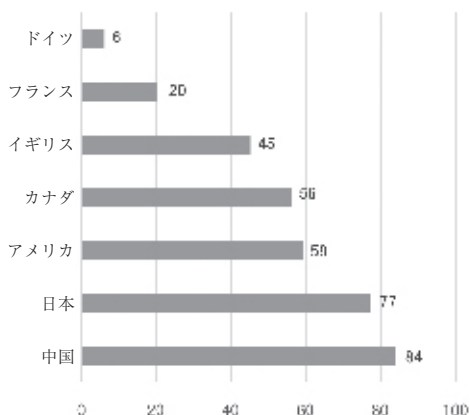
図表6に関連して、図表7にも注目する必要がある。この図のように、ヨーロッパ諸国では失業者に対する失業給付の割合が高く、給付を受けて

図表6 金融資産を保有していない世帯の割合（二人以上世帯）



いない失業者はドイツではわずかに6%、フランスでは20%にすぎない。失業給付受給後も公的扶助等で保障されるケースが多い。その間教育訓練・再訓練等も重視されている。それに反して日本で

図表7 失業給付を受けていない失業者の割合



(注) 中国は2005年、日本は2006年度、アメリカ、カナダは2008年12月、イギリスは2008年第4四半期、フランスは2008年12月、ドイツは2008年10月
参考:『学習の友』別冊2014「日本国憲法再確認」所収「生存権・社会保障の危機と日本国憲法」より

資料:厚生労働省「労働市場からみた産業社会のあり方」(2010年5月)

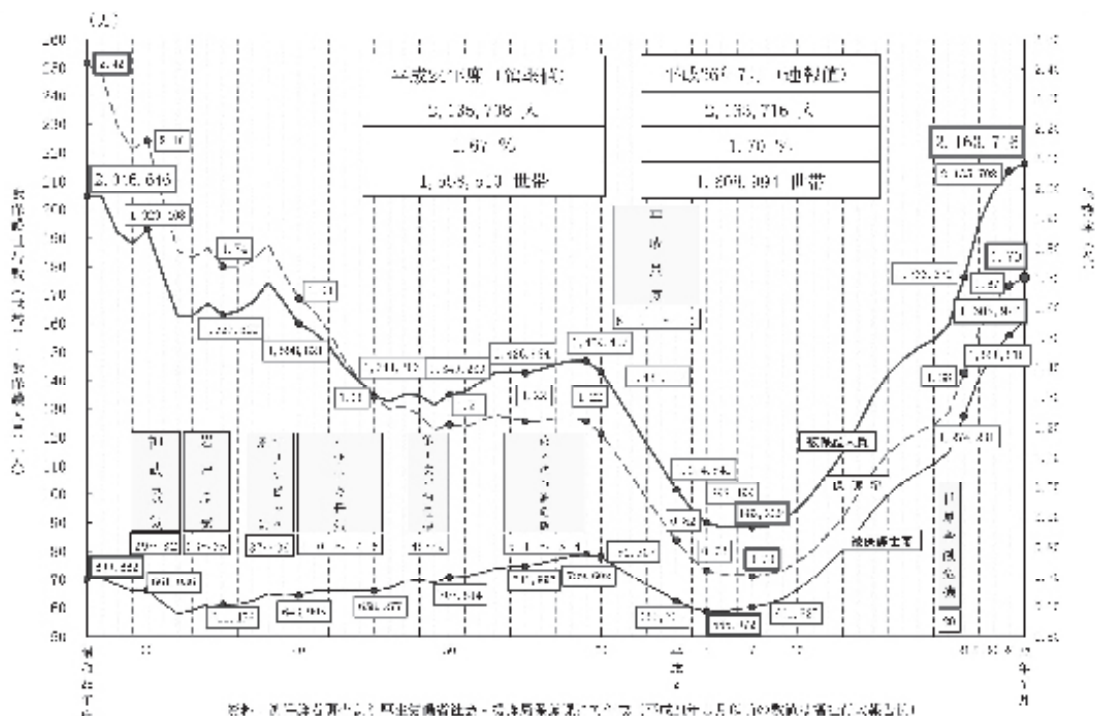
(資料) 全労連・労働総研編『2016年国民春闘白書』学習の友社、47ページ

は失業給付を受けていない人々が実に77%もいる。新自由主義の政策は失業時の給付や適用を抑制させ、その貧困状況を利用して、低賃金・不安定雇用に誘導させるものであるが、この図はその点を明瞭に示している。雇用保険の失業給付を受給できても、若者や非保険者期間の短いものには給付期間が90日と短く、しかも企業は「会社都合」が原因でも「本人の都合」の退職に誘導させれば、企業の体裁は保全され、逆に失業した労働者は受給までに4ヶ月も待たされるなど、その不合理性は著しい。

9) 生活保護受給世帯数・人員・保護率の推移

貧困者の最後の拠り所は「生活保護」である。図表8は1951年(昭和26年)から2014年(平成26年)2月までの長期の被生活保護世帯数、被保護人員、保護率の推移を示している。生活保護の受給者数の増加や減少には、一般的には①人口変動における単身高齢者世帯や離婚率の増加という社会的要因②景気変動や労働市場の要因、家計の貧困化③地域における生活保護受給者の多寡の地域的特性④行政当局の受給抑制指導の強弱とい

図表8 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移(1951年～2014年2月)



(資料) 厚生労働省「生活保護受給者の動向について」(平成26年10月20日)

う政策的要因、があるといわれる。現実にはこれらの要因が複合して作用していると想定されるが、その中で経済変動や雇用・労働市場の変動、それによる賃金・所得の低下、家計の貧困化という要因が、生活保護受給者を増加させてきた主要因であろう。

図のように、被保護人員数について見れば戦後日本経済のさまざまな時期において生活保護の受給者は変動してきたが、総じて高度成長期には減少し、「臨調行革」が実施された1980年代前半には大きく減少している。しかし1995年(平成7年)88万2229人をボトムとして、その後急速な右肩上昇カーブとなり続け、現在に至るもその数は増加する一方である。1990年代以降大企業の正規労働者の本格的リストラが始まり、同時にさまざまな規制緩和の嵐が吹いた。2008年9月には「リーマンショック」というアメリカ発の未曾有の金融危機が勃発、日本では大企業による派遣切りなど

が平然と行われ、労働者・国民がこれに対して「派遣村」で対抗し、解雇者に生活保護受給を進めた。このような「反貧困」運動も作用し、2014年(平成26年)2月の「速報値」では被保護人員216万6381人、被保護世帯159万8818世帯、保護率1.7%を記録している。日本では生活保護を受給することが容易ではなく、当局による受給抑制策があつて、膨大な数の「漏救」者がいるとされているから、この数字は現実の救済に値する被保護人数としては少ないであろう。それにも拘わらず、この間のウナギ上りの状況は、日本社会が「貧困大国」に変貌してきたことの証明の一つであろう。

以上は主として所得に留意した数字である。貧困化は所得が大きな要素であることは確かであるが、それ以外の要素もある。雇用形態、労働時間、働き方(働かせ方)、社会保障給付などの要素が複合して、現代日本の労働と貧困が造りだされている、と認識しておきたい。

③ 安倍雇用改革・財界戦略に対抗する分析視点

〈1〉雇用改革・働くルールの破壊攻撃

第2次安倍内閣(2012年9月3日～2014年12月24日。第3次は2015年10月7日～)以降の労働者への貧困化政策は、直接的には労働市場の自由化、日本的雇用慣行の解体政策、および「働き方改革」にある。その一例は派遣労働の規制緩和である(本文第2章を参照)。

この派遣労働の規制緩和は「雇用改革」「働き方改革」を標榜する「成長戦略」の一環である。生産性向上を合言葉に、働く労働者を無権利にさせて、コスト削減、生産性向上にあらゆる労働者階層を動員させる「改革」攻撃である。

生産手段・生活手段を所有せず、労働力を商品として資本に売らざるをえない立場の賃労働者は労働市場や労働自体において資本との対等な関係を構築できない。その結果、労働者はその全体としての働く条件を引下げ、諸権利の剥奪、非自発的な長時間労働による「窮迫状況」に追い込まれる。通常、労働者はこれに個別には対抗できない。

そこで労働組合に結集し、雇用条件の改善や労働基準による「働くルール」の設定・社会保障の

整備によって搾取や貧困化を抑制してきたこと、すなわち階級として団結・連帯してきたこと、これは周知の歴史的事実である。

ところが、新自由主義改革はこの動きを逆転させ、貧困層を大胆に増やす「改革」を行っている。無権利な非正規雇用を増大させ、その人々の雇用・労働条件の引き下げ、「正社員改革」だとして「雇用破壊(リストラ)」、「多様な正社員」「限定正社員」などによるいわゆる終身雇用の解体、労働時間など労働基準の破壊、賃金の切り下げなどに腐心する。

他方で、「社会保障改革」は、財政再建の名を借りて、社会保障の市場化、営利化、「自立・自助」や「自己責任」の強制により、医療・介護・年金、生活保護などの給付の大幅削減、労働者・国民の社会保険料負担や受益者負担の強化を行う。同時に福祉分野(介護・保育など)において国民・住民サービスの公的支援を抑制し、市場化、営利化(産業化)させている。産業・業種、企業レベルでの労働者の「労働の貧困」は、代替人員不足・長時間・過密労働と雇用条件の悪化に象徴される。一言で言えば「働くルールの不在」である。それは労働者の「生活の貧困」とダイレクトに直結している。

〈2〉「貧困社会」

——労働力再生産・その世代的再生産 自体の危機

グローバル資本による新たな資本蓄積を擁護する「企業の稼ぐ力の強化」は何をもたらすか。その行き着く先は現在も今後も、働く労働者がまともな労働と生活ができず、労働力の再生産すらできないという全く展望のない社会への変貌ではないか。

例えば、現在の多くの労働者は、働いていても、長時間・過密労働、「サービス残業」などの過重負担から、余裕のある生活時間など得られない。本人の生きた労働力の健全な回復や家族の円滑な機能の維持、労働組合などの社会活動、地域支援活動にも支障をきたす。特に非正規雇用が全雇用労働者の4割に達するような状況はまともな社会とは言えない。以下、各層の特徴を列記してみたい。

- 現役労働者は雇用の不安定化や仕事の多忙、低賃金や賃金の低下、社会関係からの疎外により、若い労働者・「下流中年」¹²に至る「結婚」、「家族の形成」、「高齢期単身生活不安」という「新3K」というべき困難を抱えている層が増えている。
- 高齢者層では政府による年金受給開始年齢の繰り下げの予定、「マクロ経済スライド」と称する低額国民年金にまで更なる年金引下げを実行する制度導入において、公的年金受給権がない、あってもきわめて低額で、生活保護でのサポートの必要性、ないしその予備軍が後をたたない。これはいわゆる「下流老人」における労働からの引退後の公的年金のあまりの少なさと「社会的孤立」の問題である。もはや「中流」などなく、「年収400万円以下でも下流化のリスクが高い」と指摘される状況¹³は現在の高齢者だけでなく、その予備軍としての現役労働者の問題でもある。
- 生活困難高齢者に対しては、行政はまともな雇用がない中で、「就労促進政策」を強制している現実、他面で「老人の暴力」の多発。この「野蛮化」も貧困の現れである。その理由は一部高齢者の「特権意識」、社会で疎外されているという意識、認知症の作用さえも反映されている、といわれる。今後の一層の高齢化の中で、高齢期の保障

の弱体化などからこのような物心両面での高齢者の貧困化現象が増大するおそれ大きい。

- 失業者は雇用保険給付も不完全な中で、求人難で再就職が難しく、求人を得ても、貧困な雇用条件の機会しかないケースが支配的である。
- 母子家庭は日々の困難な生活に追われ、子どもへの対応が経済的にも生活でのケアでも全くできず、ダブルワーク・トリプルワークで疲労困憊している状況、あるいは風俗産業に労働と生活の拠り所（セーフティネット）を求める¹⁴。それは必然的に「労働の貧困」とであると同時に「貧困の連鎖」の広がりでもある。

以上の例は、労働力の再生産それ自体の貧困化であり、また、次世代の労働力再生産自体の危機＝持続不可能な社会への変貌の問題でもある。このような問題が発生すること自体が、日本社会がすでに壊れてきている証明である。さらに危惧すべきは、多くの人々が近い将来において問題がさらに深刻化するという不安や懸念を抱いていることである。このような日本の現実が「貧困社会」でなくて何であろうか。

繰り返すが、その究極の原因は大企業・多国籍企業を中心とした資本の度を過ぎたあくなき蓄積行動であり、同時に労働者・国民の労働と生活を無視し、グローバル企業の利益の極大化だけを全面的にサポートする国家・安倍内閣の軍事大国化の「野望」と新自由主義改革、「人々の関係性」や社会的連帯を崩壊させ、「自己責任」だけを一面的に強調する新自由主義のイデオロギー構造にあることは自明であると思われる。

〈3〉安倍雇用改革・財界戦略に対抗する 分析視点

1)「雇用・労働時間・賃金」を一体のものとして みる

本報告の各章で展開するように、われわれはこのような状況において、現代の労働者の「労働と貧困」に焦点を当てて、以下の視点から現状を分析し、対抗策を提案した。

その視点として、貧困一般ではなく、まず労働者の貧困化を重視した。報告書のタイトル「現代の労働と貧困」はそのことを強調している。そのさい、「雇用・労働時間・賃金」を一体として捉え

ることを意図した。その理由は、今日の社会の貧困化の大前提において、労働者の雇用条件の悪化＝貧困化がある、という趣旨である。その根拠は以下のとおりである。

第1は、労働総研がこのテーマに先立ってすでに行った「ブラック企業調査」において、これに該当する企業は雇用条件・働き方の事例において「雇用・労働時間・賃金」の悪化が一様に同時並存していた事実である。「ブラック企業」で働く労働者は若者が多く、正社員とともに学生の「ブラックバイト」もいた。同時に中高年層も多く、その地位はいうまでもなく「貧困」であった。そこでの3つの問題は重層化し、各事例では、一つの個別指標だけでは整理できないケースが多かった。「ブラック」の指標の共通面として、雇用（募集・雇用契約の不正、契約前解雇、不当解雇、偽装請負、不安定雇用）、労働時間（長時間労働、労働時間の詐称、残業割増率不払いなど労働基準法違反）、賃金（賃金の一方的削減、残業代を基本給に組み込む「固定残業代制」、年俸制の不当な利用など）が見られたことである。また、これ以外の指標では、「パワハラ・セクハラ」や労働組合敵視の事例もあった¹⁵。

第2は、安倍政権の雇用改革自体が新自由主義政策による市場原理による雇用の流動化を目指し、「雇用・労働時間・賃金」の悪化、それらを改善する労働組合規制の弱体化を含意していることである。

とくに大部分の失業者に雇用保険の失業給付を適用させない政策、生活保護の受給抑制と就労促進政策により、不安定な雇用、長時間の労働、低賃金に誘導させる政策がある。安倍雇用改革とは、労働市場に過剰人口のプールを政策的に造り出し、「失業者」ないしそれに近い存在でありながら、現象的には「就業者」であるような「中間形態」（半失業）を積極的に活用する¹⁶ものである。そして半失業者はその生活困難と不安定な立場から「窮迫労働」を余儀なくされる。換言すれば「半失業（＝不完全就業）は、無収入を回避するために、満足できない当座の低賃金の仕事に就きながら収入不足は労働時間の延長でしのぎ、生活可能な職を希望している状態」¹⁷であり、このような労働者層の存在・増大が現代日本の労働者の貧困化の重要な淵源となっている。

伍賀一道氏は、働く労働者の貧困をとくに「半失業」に見て、その特徴を、①低所得、②仕事を失う不安、③ノーと言えない働き方、③評価されない専門性、④つながりや居場所のない貧困、に整理した¹⁸。非正規雇用の一定数、正規雇用の一部もこのような姿であり、それは次の第3で指摘する資本蓄積によって必然的に発生する相対的過剰人口の現代版であり、そこでの労働者は「雇用・労働時間・賃金」がすべてにおいて厳しい存在であるとも言ってよい。

その典型は非正規雇用であるが、正規雇用においても、運輸、ITの現場作業、飲食サービス業などでもこの「不安定」な「窮迫労働」は広がっている。本章第6章で取り上げる介護労働もその代表例である。なお、正規労働者の解雇を公然化する動きはこの失業者・非正規雇用におけるこの「窮迫労働」の増加が背景にある。

第3は、資本蓄積の本質規定からによる。かつて、K・マルクスは『資本論』において、労働者の労働から生まれる利潤の源泉となる剰余価値が、資本によって不払い労働として取得（搾取）されること、それが資本蓄積の源泉であることを指摘した。同時にその拡大再生産（資本の蓄積）は、資本構成（資本の有機的構成）の高度化の中で労働力に投下される可変資本部分の比率を相対的に減少させる。労働力の需要は巨大化した不変資本部分はなく、この可変資本部分からのみである。そして新技術を導入した資本の平均的蓄積要求を満たさない質の労働力人口（相対的過剰人口）を創出、累積させ、労働市場に放出する。雇用先を探している相対的過剰人口は産業予備軍として完全失業者、あるいは雇用条件の悪い半失業者の姿をとり、仕事がないければ受救貧民にならざるをえない。産業予備軍が多ければ多いほど、その圧力は現役労働者にも重くのしかかり、その雇用条件の悪化をも必然化させる。すなわち、資本による富の蓄積は労働者階級の側における「貧困、労働苦、奴隷状態、無知、野蛮化、および道徳的墮落の蓄積」¹⁹であるとした。

現在の大企業の労働現場では、正規労働者のリストラ、非正規雇用の一層の増大、労働時間の延長や労働強度の増大、賃金切下げ、残業代不払い、労働時間延長、さらに「労働力の破壊」現象ともいべき精神疾患、労働災害、過労死・過労自殺

の増加が広がっている。現代日本の労働の貧困(「労働苦」)はこの古典的な貧困の再版である。

第4は、グローバル資本が「雇用・労働時間・賃金」を三位一体としてその改悪を進めていることの現状認識による。「働き方改革」と称する中身は、この労働者の雇用条件全体の「改革」＝悪化であり、労働基準の解体であり、労働組合の弱体化である。

現代資本主義は19世紀中葉のそれとは明らかに違う。労働者・労働組合の不断の抵抗・闘争から生み出された労働基準法、労働組合法などの社会政策立法の成立はもとより、とくに第二次大戦後の一般民主主義の高揚において、完全雇用や国民を対象とした貧困を防止する最低限の生活保障を含む社会保障制度体系や公共サービスが発展し、その国家の制度としての定着、すなわち「福祉国家」の登場など、貧困化を緩和し「人間の尊厳」の理念や生存権・社会権が国民の権利として確立してきた時代を経てきた。

だが、現在進行中のグローバル化の世界では、一国福祉国家を否定し、巨大資本が多国籍企業として自由自在に世界的に跋扈^{ばつこ}し、競争を繰り返す。

労働力すらも国境を越える時代において、多国籍企業は低価格競争・アジアなどへの進出企業による現地労働者からの過剰な搾取を行い、低価格商品の「逆輸入」により、本国の労働者にも雇用の不安定化、労働時間の延長、賃金の低下圧力、労働基準の解体攻撃を行う背景となっている。このプロセスにおいて憲法で定められた労働基本権や生存権を空洞化させる動きも急である。

2)「雇用条件全体」への反動的改革攻撃という視点

安倍内閣はグローバル競争の時代における個別多国籍企業の利益に沿って、市場を重視する古典的資本主義の仕組みへのある種の回帰によって弱肉強食政策を推進している。それは以下の通りである。

- 雇用政策における完全雇用の否定、リストラの「常態化」、「整理解雇の四要件」の解体圧力、「解雇の金銭解決」への誘導、産業構造の再編を意図した露骨な労働力の流動化
- 失業保障の不備、生活保護を受給させない行政指導
- 派遣労働の規制緩和の無原則的な拡大とハロー

ワーク事業から「人材ビジネス」の活用への転換による「雇用仲介事業」の規制緩和(リストラ要員の排出口としての活用と中間搾取制度・非正規雇用の拡大、職業紹介を営利事業にする、求職者の個人情報漏洩の危険)

- 労働基準法における長時間労働規制という抜本改革を回避、「ホワイトカラーエグゼンプション」、裁量労働制の「提案型営業職」への適用範囲拡大による不払い残業の拡大、残業規制の撤廃攻撃
- 市場の変化への調整として、コストと見立てた賃金の「固定費」の「変動費」化、その水準の「下方硬直性」の柔軟化(労使交渉による賃金引上げを解体し、賃金の絶対水準引き下げを容認)、労使関係における「契約概念」の浸透(請負労働化)、労働基準の解体攻撃
- グローバル化を言いながら、国際基準にも劣る最低賃金水準、狭隘な日本においてなお膨大な最賃の地域格差を残し、それを一向に解消しない制度。最賃審議会委員任命の不公正
- 労働組合の弱体化や社会保障や公共サービスの市場化＝営利化・産業化の追求
- 「特区」制度を利用した資格制度の空洞化と労働力の低廉化を招く措置(保育における資格の不要化や取得の簡単化、運輸部門での過疎地からの「白タク」の導入による安全性と採算無視の運賃の低廉化による低賃金化)

これらは、資本の蓄積にとって好都合であっても、労働者相互に不利益になり、当該労働者や地域を貧困にさせる制度および運営の要因であるかぎり、それらも貧困化の政策的・制度的指標とすべきであろう。

資本の本性むき出しの資本蓄積には際限がない。日本においてもグローバル資本は国内の市場の縮小を海外進出に向けている。同時に規制緩和で外国資本・労働の流入を図りつつ、国内での市場の限界、利潤の増大の限界には露骨な政策手段で強引に新規需要の創出や利潤の増大を図る。だが、矛盾も出ている。

雇用不安、長時間・過重労働への圧力、人件費切下げ政策は、長期的には労働力の磨滅や非婚化、出産抑制による少子化＝人口減少を必然化する。つまり肝心カナメの搾取可能な労働者人口減少をもたらす。労働者自体が不足し、その剰余労働が

なければ、資本蓄積は停滞・低下せざるを得ない。そのために資本の側は労働市場における過剰人口の圧力を利用しつつも、蓄積の結果生じた労働者人口の絶対的不足の進行の矛盾に直面して、その給源探しのために新たに女性、高齢者、外国人の活用を政策的に提起している現状にある。

だが、重要なのは「多様な正社員」、長時間労働、過重労働、低賃金化ではなく、賃金・最賃の引き上げや不払残業の根絶、年次有給休暇の完全所得、週休2日制、非正規の正規化などの「働くルール」の実施なのだ。

3) 「働き方改革」に対抗する労働基準・労働時間規制の意義

「雇用・労働時間・賃金を一体とする」視点で捉えるということは、労働からの資本のもぎとりによる剰余価値生産（労働時間の延長、労働強度の増大、賃金の低下、要員削減、労働生産性増大による）が資本蓄積のベースであること、また、現代の新自由主義改革はときどきの政策の相対的な重点はあれ、それらが三位一体となって展開され、そのなかで労働者の貧困化、ひいては勤労国民の貧困化を増大させている、という理解を容易にさせる。逆にいえば、これらを労働者に優位に切り替えることに成功すれば、運動主体の側から貧困化を抑制・規制させることになるであろう。抽象的に言えば、雇用の安定、労働と生活を維持できるゆとりある労働時間と生活時間の確保、生活できる賃金水準の回復、さらに貧困を防止する社会保障の充実が対案である（詳細は各章および第7章、第8章を参照）。

みずからの労働力を商品として売らなければ、労働力の価格＝賃金を得なければ生活できない賃金労働者にとって、賃金水準の絶対的低さや賃金の継続的低下は貧困化の直接的原因となる。その意味で現在の労使の対立点が「資本によるコスト削減と生計費との対抗関係」にあるといえよう。大企業・多国籍企業が主導する飽くなき人件費の切り下げ、それに対抗する運動の側での春闘での低賃上げ、未組織労働者の展望のない低賃金などの処遇水準、そこでの最低生活費すら保障しない状況、所得をサポートする国家の制度の不備、これらが労働者の貧困化にダイレクトに影響している。

雇用破壊や賃金水準の解体攻撃は「労働の貧困」の直接的要因であり、その意味で「コスト削減と生計費対抗関係」である。そうではあるが、市場原理の新自由主義政策、「働き方改革」との対抗には、過労死を防ぎ、労働者の日常的な健康を保障し、女性の人間らしい労働、生活のゆとりや豊かさを保障する働き方、健全な労働組合活動、労使対等の団体交渉を保障する権利の保障など「働くルール」が決定的に重要である。

この問題は、現在直面している労働時間問題に象徴される。政府や財界が「女性の活躍」「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）を表面では掲げながら、大前提としての労働時間規制に全く手をつけていない現実、逆に「ホワイトカラーエグゼンプション」のように、労働基準を解体する動きがある。労働時間規制こそ「真の対決点」²¹という指摘をも銘記すべきであろう。雇用や賃金とともに、労働時間規制は雇用条件全体のカナメでもある。長時間労働を起因とする精神疾患・うつ病、労働災害や過労死・過労自殺の蔓延は「貧困、労働苦、奴隷状態」の究極の姿を意味するものではないか²²。

労働時間規制を解体することは、労働者の生存権、勤労の権利、労働法それ自体の破壊に至ることは自明である。すなわち、資本による「働くルール」の破壊か、労働者・労働組合がルールを正当にただすか、という対抗関係も見失ってはならないであろう。

4) 「労働と貧困」と社会保障・社会福祉との関係

最後に、「雇用・労働時間・賃金を一体とする」視点の強調は社会保障（改革）の問題はこの報告の視野に入っていない、と誤解されるかも知れないが、そうではない。医療や年金など社会保障の財源は企業と被用者（労働者）の社会保険料からの控除であるし、労働者が支払う租税も財源となる。

社会保障の水準は労働者・国民の労働と生活水準の成熟度と深い関係をもっている。「雇用・労働時間・賃金」という雇用条件についての労働者・労働組合の規制の強弱も、一国の社会保障の水準を規定している。換言すれば、防貧（社会保険など）や救貧（公的扶助）の程度、あり方は当該国の「雇用条件の成熟度」にあり、それが国民的最低限保

障の水準に影響を与える。また、歴史的にみても、賃金（労働力の価値）からの控除であった私的共済制度などが、資本の利潤に財源の一部を組み込む社会保険の形態に変化し、さらに公的扶助も国家責任において、生存権・社会権の観点から「必要に応じて」一般国民に還元される仕組みに変わった。「福祉国家」と呼ばれる国では子ども手当（児童手当）などを社会手当として財源を賃金以外の利潤などからの控除として運営している。

また、社会福祉は、日常生活困難な高齢者、児童、障がい者などへの支援、医療、住宅、教育、レクリエーションなど公共的施設・サービスをつうじて地域住民や国民生活をサポートするもので、所得保障に限定されない労働力再生産費の社会化の一形態と言えよう。

現在の日本では制度の様々な分野で、「自立・自助」という新自由主義のイデオロギー、それによる制度改変と運営が強まっているが、社会保障・社会福祉は「人間の尊厳」を理念とし、労働者・国民の生存権保障を目的としていることは何人も否定はできない。

この報告書では、第7章は社会保障の原則とその変質に言及し、介護労働を典型とし、その労働の貧困⇔雇用条件の貧困⇒生活の貧困⇔社会保障運動との理論的位置づけを行い、第8章では生活の貧困⇒社会保障・社会福祉の貧困⇔労働の貧困⇔地域社会の貧困という流れにおいて、生活の貧困、「社会苦」から脱皮する国民的最低限保障（ナショナル・ミニマム保障）のあり方、および所得

保障に限定されない地域の貧困化対策を含めた問題提起がされている。

5) 「バッシング」を乗り越える連帯の意義

弱肉強食を原理とする新自由主義改革は、利潤極大化へのシステム変更による労働者の抵抗を阻止するために、その「雇用改革」、「働き方改革」、「社会保障改革」として、集団的労使関係排除、「契約自由」や「個の自立」、労働者への「自己責任」論の吹聴など、支配者が実施した政策と労働者・国民の矛盾の顕在化の中で、それが支配層に及ばないように、労働者個々人に転嫁、すり替えるイデオロギー・「嘘」を広めてきた。

公務員バッシング、生活保護費の「不正受給」キャンペーン、「正社員が過度に守られ、非正規が犠牲になっている」「非正規が正規にないのは本人の自己責任」などなど労働者相互の対立や個別分断を意図的にあおり、それによって「働くルール」や生存権保障を前提としたナショナル・ミニマムの解体を目指している。今後も些末な個別事例を誇大に宣伝してあたかも全体が問題であるかのように労働者・国民の意識を誘導する差別的分断政策・イデオロギーの意図的な流布が行われよう。労働者の一部にある「自己責任論」に乗る風潮、マスコミによる一部の現象の意図的な誇大キャンペーンの中において、事実の本質を正確に認識することは、「無知」という貧困化現象を防ぐために重要であろう²³。

4 本報告書の章別構成と内容の概観

このテーマに関するわれわれの基本スタンスはすでに公表された『〔提言〕ディーセントワークの実現へ―暴走する新自由主義との対抗戦略』（労働総研編、2013年、新日本出版社）と同じである。すなわち、対米従属・財界一辺倒の政治を正し、「小さな政府」「規制緩和」新自由主義構造改革に反対し、平和主義、国民主権、基本的人権の尊重を定めた日本国憲法の遵守、ILOの「ディーセントワーク」（働きがいのある人間らしい仕事）の追求、ナショナル・ミニマムの確立をめざす「人間的な労働と生活の新たな構築」²⁴にある。

この視点によって、安倍雇用改革・働き方改革

を分析し、内在的に批判し、対案、ないし対抗軸を提起することがこの報告書の目的である。

以上の視点をベースにして、本報告の各章では、以下のような章別構成となっている。



第1章（日本資本主義の蓄積基盤の変容と財界戦略・アベノミクス）では、現在進行中の労働者の貧困化にはグローバルに拡大する資本、多国籍企業化の進行、政府の新自由主義改革、それによる日本の労働市場再編成・働き方改革があることを共通認識とし、その現局面を理論的に分析することである。

すなわち、グローバル経済の新展開と国民経済の矛盾を常時リストラの横行、国内産業の空洞化、「アベノミクス」の成長戦略との関係、安倍首相の国家観との関係、経済の軍事化（軍事大国化）などについて展開し、製造業の再構築や「課題解決型産業の創出」を対置している。

第2章～第5章では、「労働と貧困」の分析において「雇用・労働時間・賃金改革を一体のもの」とみる共通の視点に留意しつつ、個別課題としては、雇用、労働時間、賃金、女性労働としてそれぞれ独自の章としている。

第2章（雇用と働き方の貧困化の位相）では、安倍雇用改革・働き方の全体像を労働者の貧困という視点で分析した。詳細な資料・データを駆使して「働き方」の貧困の現局面（「労働力磨滅型雇用」、非正規雇用の半失業化、その失業のリスクの併存など）を指摘し、「限定正社員」や「多様な正社員」の概念規定、非正規雇用の新たな変化（中年化、高齢化など）、他方で派遣労働の反動的改革の批判、新段階での多国籍企業本位の雇用改革、雇用の流動化政策の批判や雇用と働き方の貧困化への対抗策を展開している。

第3章（働き方の貧困と労働時間・健康問題）では、働き方の貧困の最大原因であり、労働者の「ワークアンドライフバランス」（仕事と生活の調和）を崩している長時間労働、精神疾患・労働災害の具体的事例を提示して説明している。焦眉の課題は財界による「ホワイトカラーエグゼンプション」による労働時間概念自体の解体攻撃であり、これを日本経団連『新時代の「日本的経営」』段階での提起を含めて検討している。関連して「健康管理時間」なる造語を批判し、8時間労働制の確立、残業上限規制の意義、36協定の「特別条項」廃止など基本の政策を提示し、過労死防止法制定後の労働時間法制の在り方を明確にしている。

第4章（非正規・低賃金層の増加と最低賃金制の問題）では、非正規雇用の特徴、その貧困を雇用形態における賃金水準および世帯の視点で分析している。正規雇用の賃金低下と同時に非正規雇用の賃金水準それ自体の問題、そこでの低賃金労働者の増加を論証し、さらに世帯概念を入れた貧困状況を分析した。なお、非正規雇用の低賃金を改革する方法について、ここでは基本となる最低賃金制との関係で、現行最賃制の難点（地域格差

の拡大など）や「最低賃金と生活保護との整合性」論、現在進行している「最賃裁判」の問題点、諸外国で広がっている全国一律最賃制の日本での必要性和必然性などについて指摘している。

また、事例分析では安倍雇用改革における「限定正社員」構想において、現在進行している具体的事例を賃金との関係を重視しつつ検討している。

第5章（女性の貧困と政府・財界の「女性の活用論」）は女性労働の問題の分析である。「雇用・労働時間・賃金」における女性の貧困化は雇用形態や家族に密接に関連し、貧困に陥る可能性の高い非正規雇用の中心対象、最下層は女性であり、その裏面には男性正規雇用の過重な働き方や男性優位の社会構造がある、との視点で接近している。共働きが片働きを大きく超えた現在の日本で、働き方や社会構造において男女の役割分業意識などのジェンダー差別が強固に残存し、それが男性をも苦境に陥れているという現実がある。男性のこれまでの働き方、価値観はすでに払拭されるべき、との視点で問題に接近している。つまり、女性の貧困問題は女性に固有の問題ではなく、労働者全体の貧困を生み出す重石の役割を果たしているものとして、女性の貧困の解消を革新的な雇用・働き方改革の一環として位置づける。

第6章（福祉・介護労働の貧困と社会保障の現局面）では、戦後の社会保障の基本を社会保障制度審議会の1950年勧告、同時にとくに1962年勧告の意義、そこでの「社会的扶養原理」の意義を強調し、再確認している。

1980年代初頭の「臨調行革」、それを体現した1982年の社会保障長期展望懇談会の「提言」、同年の「老人保健法」、1995年勧告、今日の安倍内閣の社会保障改悪における政府・財界の側の「自助原理」の強調などに対して、この「社会的扶養原理」は攻撃にさらされるものの、それは社会保障の基本原則としてなお対抗策であり続けている、と指摘している。さらに、福祉労働の貧困の現実を象徴する介護労働を典型としてその役割、その現場の実態を、聞き取り調査を踏まえて検討している。最後に労働組合の社会保障闘争の到達点とともに、社会保障・福祉労働財源のあるべき方向性（企業負担部分の増加、危機状態には国庫負担の増加）をも指摘している。

第7章（貧困に対抗する労働運動の課題）では、

働く労働者の貧困化の背後には団結権の認識度、労働組合の組織率の低下、争議件数の減少など総じて労働組合の戦闘性、規制力の低下があることを具体的事実で論証し、貧困を克服して労働組合の社会的影響力を回復するための対策（①公教育において労働者の権利の理解、働くルールの必須課題化、②労働組合の闘争力強化、③未組織労働者の組織化、④全国一律最賃制度や労働基準法の抜本改正など働くルールの確立、⑤共同による「戦争と貧困・格差をなくす」こと、「労働者が一番暮らしやすい国へ」への展望、を運動の観点で提起している。

第8章（生活の貧困化とナショナル・ミニマムの課題）では、資本主義の貧困を「生活苦」「労働苦」「社会苦」の3局面で展開する。日本では1985年頃成立した「標準的生活様式」が1998以降崩れ「生活苦」が顕在化したこと、同時に「労働苦」（長労働時間労働や「奴隷状態の深化」）とともに「社会苦」（「家族・地域の再生産困難」や「無知、野蛮化、および道徳的墮落」の存在）を新たに位置づける。「生活の貧困化」は現在大量化しているが、その理由を、資本蓄積への規制の撤廃、社会保障・社会福祉の後退、社会的規制力の弱化、生活意識・社会規範の変容と個人主義イデオロギーの蔓延、の4点に整理して展開している。対抗策である「国民生活の最低限保障（ナショナル・ミニマム）」の課題として、①労働生活に関わる領域における公

的規制・ルール化②社会保障・社会福祉など所得保障と社会サービス保障③地域の人によるセーフティーネットの強化（「社会苦」「孤立貧」への対応）を挙げ、最後に④「資本蓄積に対抗する社会運動・労働運動の再興」を強調している。

なお、冒頭の報告書のタイトルにある「対抗策」については、個別については各章において展開し、全体としては最後の第7章、第8章が現時点での運動の側からの「総体的な対抗策」を展望した箇所となっている。

本報告は、労働総研2014～15年度の労働総研研究所プロジェクトとしてまとめたものである。まとめるにあたっては、労働総研常任理事会や労働総研各研究部会での議論を重ね、各章については、研究所プロジェクトのメンバーである執筆者がその議論も踏まえてそれぞれの責任でまとめたものである。

安倍「働き方改革」がいよいよ本格化し、貧困と格差の拡大がさらに深刻化しようとしている。労働総研は、「労働運動の必要に答え、その前進に理論的実践的に役立つ研究所」として研究活動をすすめている。労働運動の現場で本報告を大いに活用していただくことをお願いすると同時に、本報告にたいする率直なご意見をいただければ幸いである。

（おごし ようのすけ・代表理事・國學院大学名誉教授）

【注釈】

- 1 森岡孝二編『貧困社会ニッポンの断層』2012年、桜井書店、における同氏執筆「企業社会の行き着いた果てに——貧困社会ニッポンの出現」（23～62頁）を参考にして執筆者の視点で整理。
- 2 渡辺治・岡田知弘・後藤道夫・二宮厚美『〈大国〉の執念 安倍政権と日本の危機』2014年、大月書店における、とくに第1章渡辺治「安倍政権とは何か」は軍事大国化、・グローバル競争大国化を志向する新自由主義改革における政府・自民党、財界、官僚機構において、その内在的变化＝転換を鮮明に分析している。
- 3 アベノミクス総体の崩壊を論じた新作として、牧野富夫編著『アベノミクス崩壊——その原因を問う』2016年、新日本出版社、は有益である。（執筆者は、牧野富夫、友寄英隆、萩原伸次郎、山中敏裕、建部正義、藤田宏、生熊茂美、下山房雄各氏）
- 4 「雇用条件」という用語は「正規・非正規という『雇用形態の内容』と『賃金や労働時間など労働条件の内容』をトータルに表している」（労働運動総合研究所『ディーセントワークの実現へ——暴走する新自由主義との対抗戦略』2013年、新日本出版社、24頁）
- 5 藤田宏『財界戦略とアベノミクス——内部留保はどう使われる』2015年、労働総研ブックレットNo.11による。
- 6 藤田宏『財界の新たな労働者支配戦略—政労使による生産性向上—論の危険』『経済』N0.239、2015年8月号、146～161頁
- 7 「週刊東洋経済」2015年10月17号（サブタイトル「絶望の非正規——第一世代は40代に突入した」）
- 8 例えば「サインなき飢餓：貧困の『実相』（上）」『東京新聞』2016年6月18日付。
- 9 TPPは労働分野でも安価な食料品の大量流入により、日本の労働者の賃金の一層の低下が起こる可能性が高い。また、雇用の海外流出、国内雇用の減少による「雇用の空洞化」も起こりうる。さらに、「労働法令」のうち、最低賃金、労働時間、職業上の安全・健康については「受け入れ可能な労働条件を定めたもの」と規定し、「各国は、こうした受け入れ可能な労働条件を規律するもの」を採用し、維持する」（「連合通信」〔隔日版〕No.9051、2016年2月25日）という。ILO条約を軽視するTPPにおける「ダブルスタンダード」の導入、そして労働基準改悪への動きがありうる。警戒すべきである。

- 10 いわゆる「相対的貧困率」とは等価可処分所得の中央値の2分の1未満を指標としている。これは等価可処分所得（各国の所得の中位値：度数分布表の真ん中の値を世帯人員の平方根（ $\sqrt{\quad}$ ）で割る：2人世帯ならば ≈ 1.414 3人世帯ならば ≈ 1.732 ）で算定した値）の50%未満で出された数値である。
- 11 労働総研「2016 春闘提言『アベノミクス』を止め、政治・経済の転換を」による。
- 12 雨宮処凛、菅野稔人、赤城智弘、安倍彩、池上正樹、加藤順子『下流中年——億総貧困化の行方』2016年、SB新書、におけるショッキングなタイトルと事例を参照。
- 13 藤田孝典『下流老人——億老後崩壊の衝撃』2015年、朝日新書、110～112頁。
- 14 NHK「女性の貧困取材班」編『女性たちの貧困 “新たな連鎖の衝撃”』2014年、幻冬舎、による。
- 15 労働総研クオーターリー（特集「ブラック企業」調査報告）第96号、2014年秋号、本の泉社。
- 16 佐賀一道『「非正規大国」日本の雇用と労働』2014年、新日本出版社、242頁
- 17 後藤道夫「安倍政権の社会保障改革と労働改革」前出『「大国」の執念、安倍政権と日本の危機』279頁
- 18 佐賀一道「非正規雇用による日本の貧困と『資本論』」『経済』第244号、2016年1月号32～33頁
- 19 K、マルクス『資本論』新日本新書版、第4分冊、1108頁。なお、ここでは労働者階級の貧困化は、その経済的地位の悪化だけでなく、精神的、文化的、社会的地位の悪化も含まれる、と理解している。新自由主義で広がる「文化的貧困」については、中西新太郎「新自由主義と文化的貧困の広がり」『経済』第266号、2016年1月号の好論文がある。
- 20 藤田宏氏は若者が結婚できない現状を分析しつつ、安倍「働き方改革」が働く労働者の貧困を加速させる、として「正社員改革」や非正規雇用化政策を批判し、働くルールの確立の意義を強調する。（藤田宏「重大化する『働く貧困』とアベノミクス——『働くルール』の確立で打開へ」前出、牧野編『アベノミクス崩壊』第5章）
- 21 斎藤隆夫監修、労働運動総合研究所編『労働時間の短縮で日本社会を変えよう』労働総研ブックレットNo. 8、本の泉社、34頁
- 22 森岡孝二氏は「貧困が人並みのあるべきものがない状態、したがって社会的剥奪や排除を意味するとすれば、働きすぎもまた貧困の一つの表れである。働きすぎ/働かせすぎの状態におかれた人はほとんど自由時間をもつことができず、趣味を楽しむことができない。また、まともに家庭生活や地域生活に参加することができず、政治や社会活動への参加もおぼつかない」と指摘している。（森岡孝二『過労死は何を告発しているか——現代日本の企業と労働』2013年、岩波現代文庫、28頁）
- 23 この点で示唆される文献は宇都宮健児『自己責任論の嘘』2014年、ベスト新書、関野秀明『現代の政治課題と「資本論—自己責任論批判の経済学」』2013年、学習の友社。
- 24 労働運動総合研究所『提言 ディーセントワークの実現へ——暴走する新自由主義との対抗戦略』2013年、新日本出版社。